

## 愛媛県公害防止条例施行規則改正概要

### (背景)

愛媛県公害防止条例では、水質汚濁防止法規制対象施設以外の施設に対して横だし規制を行うなど、法と条例が一体となった規制を行うことで、住民の健康を保護するとともに生活環境の保全等を図っている。

### (概要)

平成 23 年 10 月のカドミウムの水質環境基準改正を受け、平成 26 年 12 月よりカドミウムの排水基準が改正となった。当改正にあわせて横だし規制である条例の基準値を法基準値と整合させる規則改正を行う。また、現状の法基準値と整合が取れていない他の箇所についても、法・省令との整合を取るため併せて改正する。

## 1 一律排水基準の改正：別表第 11 及び別表第 12 関係

- (1) カドミウム及びその化合物（暫定排水基準設定あり）  
旧 1 リットルにつきカドミウム 0.1 ミリグラム  
→新 1 リットルにつきカドミウム 0.03 ミリグラム
- (2) 鉛及びその化合物  
旧 1 リットルにつき鉛 1 ミリグラム  
→新 1 リットルにつき鉛 0.1 ミリグラム
- (3) 砒素及びその化合物  
旧 1 リットルにつき砒素 0.5 ミリグラム  
→新 1 リットルにつき砒素 0.1 ミリグラム
- (4) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物  
旧 水銀につき検出されないこと  
→新 1 リットルにつき水銀 0.005 ミリグラム
- (5) 弗素及びその化合物（暫定排水基準設定あり）  
旧 1 リットルにつき弗素 15 ミリグラム  
→新 海域以外に排出されるもの 1 リットルにつき弗素 8 ミリグラム  
海域に排出されるもの 1 リットルにつき弗素 15 ミリグラム
- (6) 亜鉛含有量（暫定排水基準設定あり）  
旧 1 リットルにつき亜鉛 5 ミリグラム  
→新 1 リットルにつき亜鉛 2 ミリグラム

## 2 有害物質の追加：規則第 6 条及び第 7 条関係

「弗素及びその化合物」を規則第 6 条のカドミウム等の物質に追加

「弗素含有量」を規則第 7 条の水素イオン等の項目から削除

(生活環境項目から有害物質項目への切り替え)

## 3 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日（既設事業場に関しては、6 月間の適用猶予）